

第 3 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 35 号議案	令和 5 年度敦賀市一般会計補正予算（第 4 号）	1
第 36 号議案	令和 5 年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	71
第 37 号議案	令和 5 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 1 号）	83
第 38 号議案	令和 5 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	87
第 39 号議案	敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例制定の件	1
第 40 号議案	敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例制定の件	5
第 41 号議案	職員の給与に関する条例の一部改正の件	11
第 42 号議案	敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件	13
第 43 号議案	敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正の件	19
第 44 号議案	敦賀市立学校使用条例の一部改正の件	23
第 45 号議案	敦賀市ハートフル・スクールの設置及び管理に関する条例の一部改正の件	27
第 46 号議案	敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件	31

議案番号	事 案 名	頁
第 47 号議案	町の区域及び名称の新設の件	33
第 48 号議案	町の区域及び名称の新設の件	35
第 49 号議案	新たに生じた土地の確認の件	37
第 50 号議案	字の区域の変更の件	39
報告第 9 号	専決処分事項の報告の件 (令和5年度敦賀市一般会計補正予算(第3号))	41
報告第 10 号	継続費繰越計算書の報告の件 (令和4年度敦賀市一般会計)	59
報告第 11 号	繰越明許費繰越計算書の報告の件 (令和4年度敦賀市一般会計)	63
報告第 12 号	繰越計算書の報告の件 (令和4年度敦賀市下水道事業会計)	69

第 39 号 議 案

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例制定の件

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会設置条例

(設置目的)

第1条 敦賀市立学校におけるいじめ等による重大な事案に係る事実関係の確認及び再発防止を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、事実関係の調査及びその再発防止に関する審議を行い、その結果を答申する。

- (1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童又は生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合であって、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するもののうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を終えた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第5条 調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査等を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、調査審議を行う事項の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、前項の調査等に必要な知識経験を有するもののうちから、委員の了承を得て教育委員会が委嘱する。

- 3 調査員の任期は、委嘱の日から第1項の調査等を終えた日までとする。

(会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 調査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 調査委員会は公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員及び調査員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(敦賀市児童生徒の死亡事案に関する調査委員会設置条例の廃止)

- 2 敦賀市児童生徒の死亡事案に関する調査委員会設置条例（令和2年敦賀市条例第28号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「児童生徒の死亡事案に関する調査委員会委員」を「児童生徒の重大事案調査委員会委員」に改める。

提案理由

児童生徒のいじめ等による重大な事案について、事実関係の確認及び再発防止を図るため、教育委員会の附属機関として、敦賀市児童生徒の重大事案調査委員会を設置したいので、地方自治法第138条の4第3項の規定により、この案を提出する。

第 40 号 議 案

敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例制定の件

敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市柴田氏庭園の設置及び管理に関する条例

(目的及び設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。

）第109条第1項に規定する国の名勝の指定を受けた文化財の保存と活用を図り、市民の文化教養の向上に資するため、柴田氏庭園（以下「庭園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 庭園は、敦賀市市野々町1丁目723番に置く。

(施設)

第3条 庭園の施設は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第4条 庭園は、敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第5条 庭園は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 庭園の保存及び管理に関する業務
- (2) 庭園の公開に関する業務
- (3) 庭園における施設及び設備の提供に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(開園時間)

第6条 庭園の開園時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第7条 庭園の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号)に規定する休日に当たる場合はその翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(入館料)

第8条 庭園の建物に入館し、見学しようとする者は、別表第2に定める入館料を納付しなければならない。

(使用の許可)

第9条 庭園の建物(別表第3に掲げる施設をいう。以下第10条、第11条及び第17条第1項において同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な限度において条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、建物の使用を許可しない。

(1) 庭園の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 庭園の景観を損なうおそれがあると認められるとき。

(4) 庭園の管理上支障があると認められるとき。

(5) その他教育委員会が不適當であると認めるとき。

(許可の目的外使用等の禁止)

第11条 第9条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に建物を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(損傷又は滅失の届出)

第12条 施設、附属設備、器具等を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を取り消し、又は

使用を中止させ、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第10条各号又は第18条各号のいずれかに該当するものと認めたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じて、市長はその責めを負わない。

(使用料)

第14条 使用者は、別表第3に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、後納させることができる。

(入館料及び使用料の免除)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、入館料及び使用料の全部又は一部を免除することができる。

(入館料及び使用料の還付)

第16条 既納の入館料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、建物の使用を終了したとき、又は第13条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。

(禁止行為)

第18条 庭園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法その他の法令により禁じられている行為をすること。
- (2) 庭園を損傷し、又は汚損すること。

- (3) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 無断で営業、募金その他これらに類する行為をすること。
- (5) 無断ではり紙若しくははり札又は広告の表示をすること。
- (6) 危険物を持ち込み、又は他の者に危害を及ぼす行為をすること。
- (7) 屋敷地の一部又は全部を独占して使用すること。
- (8) 庭園の設置の目的に反し、又は教育委員会の指示する事項に違反する行為をすること。

(損害賠償)

第19条 施設、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失させた者は、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

区分	施設名
建物	甘棠館（書院、居宅及び土蔵）
園地等	屋敷地及び駐車場

別表第2（第8条関係）

区分	入館料（1人1回につき）	
	個人	団体
一般	200円	150円
中学生以下	100円	50円

備考

- 1 団体とは、1 回の入館者数が 20 人以上のものをいう。
- 2 4 歳未満の者、障がい者及びその介護者（障がい者 1 人につき 1 人に限る。）については、無料とする。

別表第 3（第 9 条及び第 14 条関係）

区分	使用料 (1 時間当たり)
甘棠館書院 北 6 畳間	500 円
甘棠館書院 松の間、亀の間、中 6 畳間及び式台	1,500 円
甘棠館居宅 茶の間	300 円
甘棠館居宅 茶の間（前室を使用する場合）	500 円

備考

- 1 使用時間が 1 時間に満たないときは、1 時間とする。
- 2 冷房又は暖房を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額に 4 割を乗じて得た額を加算する。
- 3 使用者が営利、営業、宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、この表に掲げる額に 5 割を乗じて得た額を加算する。

提案理由

柴田氏庭園を国の名勝の指定を受けた文化財としてその保存と活用を図り、市民の文化教養の向上に資するための施設として管理したいので、この案を提出する。

第 4 1 号 議 案

職員の給与に関する条例の一部改正の件

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 2 0 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年敦賀市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「職員が、」を「令和 5 年 7 月 31 日までの間、職員が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5 類感染症に変更されたことに伴い、感染症等防疫手当の特例措置を廃止したいので、この案を提出する。

第 42 号 議 案

敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和 25 年敦賀市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 28 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 28 条の 5 の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第30条の2中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第32条の2第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第4項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第32条の5第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の5の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第32条の5の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第32条の5の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第71条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」

を「１００分の３５」に改める。

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２６条の９第２項並びに第２８条の５の見出し及び同条第１項の改正規定、同条に１項を加える改正規定並びに第３０条の２、第３２条の２、第３２条の５、第３２条の５の２及び第３２条の５の６の改正規定並びに附則第１５条の２第４項及び附則第１６条の２第３項の改正規定並びに次条第１項並びに附則第３条第１項（この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第１６条の２第３項に係る部分に限る。）及び第２項の規定 令和６年１月１日

(2) 第２８条の３の２の改正規定及び次条第２項の規定 令和７年１月１日

(市民税に関する経過措置)

第２条 前条第１号に掲げる規定による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 新条例第２８条の３の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき敦賀市市税賦課徴収条例第２８条の３の２第１項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第３条 新条例第７１条第１号エ及び附則第１６条の２第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

２ 新条例附則第１５条の２第４項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき

軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 43 号 議 案

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正の件

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年敦賀市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

6 市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、独自に個人番号を利用する事務として定めたいので、この案を提出する。

第 44 号 議 案

敦賀市立学校使用条例の一部改正の件

敦賀市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市立学校使用条例の一部を改正する条例

敦賀市立学校使用条例（昭和 5 3 年敦賀市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

学校別	区分	屋内施設		屋外運動場
	屋内運動場		教室 その他	
	入場者指定 の会議等	公開の講演会 等		
敦賀西小学校	円 1, 0 0 0	円 2, 0 0 0	円 2 5 0	円
敦賀南小学校	7 5 0	1, 5 0 0	2 5 0	5 0 0
角鹿小（中）学校 （サブアリーナ）	1, 0 0 0 (5 0 0)	2, 0 0 0 (1, 0 0 0)	2 5 0	
松原小学校	1, 0 0 0	2, 0 0 0	2 5 0	
中央小学校	1, 0 0 0	2, 0 0 0	2 5 0	5 0 0
沓見小学校	5 0 0	1, 0 0 0	2 5 0	
東浦小（中）学校	7 5 0	1, 5 0 0	2 5 0	
中郷小学校	7 5 0	1, 5 0 0	2 5 0	
栗野小学校	5 0 0	1, 0 0 0	2 5 0	
栗野南小学校	5 0 0	1, 0 0 0	2 5 0	
黒河小学校	5 0 0	1, 0 0 0	2 5 0	
気比中学校	1, 0 0 0	2, 0 0 0	2 5 0	5 0 0
松陵中学校	1, 0 0 0	2, 0 0 0	2 5 0	5 0 0
栗野中学校	1, 0 0 0	2, 0 0 0	2 5 0	5 0 0

備考

- 1 本表の使用料は、使用時間 4 時間ごとの額とする。この場合にお

いて、使用時間に 4 時間未満の端数があるときは、4 時間として計算する。

2 使用時間が 4 時間を超える場合の使用料は、4 時間を超えた使用時間 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）ごとに本表の使用料に 2.5 割を乗じて得た額を加算する。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 屋外運動場照明施設を使用する場合は、本表の使用料のほか 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき 2,000 円とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

提案理由

敦賀市立学校における屋内施設の使用料を改定したいので、この案を提出する。

第 45 号 議 案

敦賀市ハートフル・スクールの設置及び管理に関する条例の
一部改正の件

敦賀市ハートフル・スクールの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市ハートフル・スクールの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

敦賀市ハートフル・スクールの設置及び管理に関する条例（平成10年敦賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「敦賀市鋳物師町12番32号」を「敦賀市赤崎39号8番地」に改める。

第6条を第15条とし、第5条の次に次の9条を加える。

（使用の許可）

第6条 ハートフル・スクールの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、使用の日の前日までに使用する施設等、日時、目的及び使用責任者を記載した文書を、所長を経由して敦賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、使用許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が別に定めるものについては、所長の経由を要しないものとする。

（使用の不許可）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めたとき。
- (2) 施設等を滅失又はき損するおそれがあると認めたとき。
- (3) ハートフル・スクールの管理運営上支障があると認めたとき。
- (4) その他教育委員会において適当でないと認めたとき。

（使用許可の条件）

第8条 教育委員会は使用許可に際し、管理上必要な条件をつけて許可することができるものとする。

（使用目的等の変更禁止）

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を他の者に譲渡し、若しく

は転貸してはならないものとする。

(許可の取消)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を停止させ又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 使用許可後、第7条の理由が発生したとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 教育委員会において必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用を停止させ、又は使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(使用料)

第11条 使用者は、使用する前日までに別表に定める使用料を納付しなければならないものとする。ただし、教育委員会において特別の事由があると認めたときは、使用料を後納することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害の賠償)

第14条 施設等を汚損し、損壊し、又は滅失させた者は、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第11条関係）

区分	屋内運動場	教室 その他
ハートフル・スクール	円 500	円 250

備考

- 1 本表の使用料は、使用時間4時間ごとの額とする。この場合にお

いて、使用時間に4時間未満の端数があるときは、4時間として計算する。

- 2 使用時間が4時間を超える場合の使用料は、4時間を超えた使用時間1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）ごとに本表の使用料に2.5割を乗じて得た額を加算する。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

この条例は、令和5年10月11日から施行する。

提案理由

敦賀市ハートフル・スクールの位置を変更するとともに、当該施設の使用について必要な規定を整備したいので、この案を提出する。

第 46 号 議 案

敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の件

敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年敦賀市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 22 号を第 23 号とし、第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(22) 病理診断科

附 則

この条例は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

提案理由

市立敦賀病院の医療のより一層の充実を図るため、診療科の新設を行いたいので、この案を提出する。

第 47 号 議 案

町の区域及び名称の新設の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、敦賀市内の萩野町の区域を別図のとおり新設する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

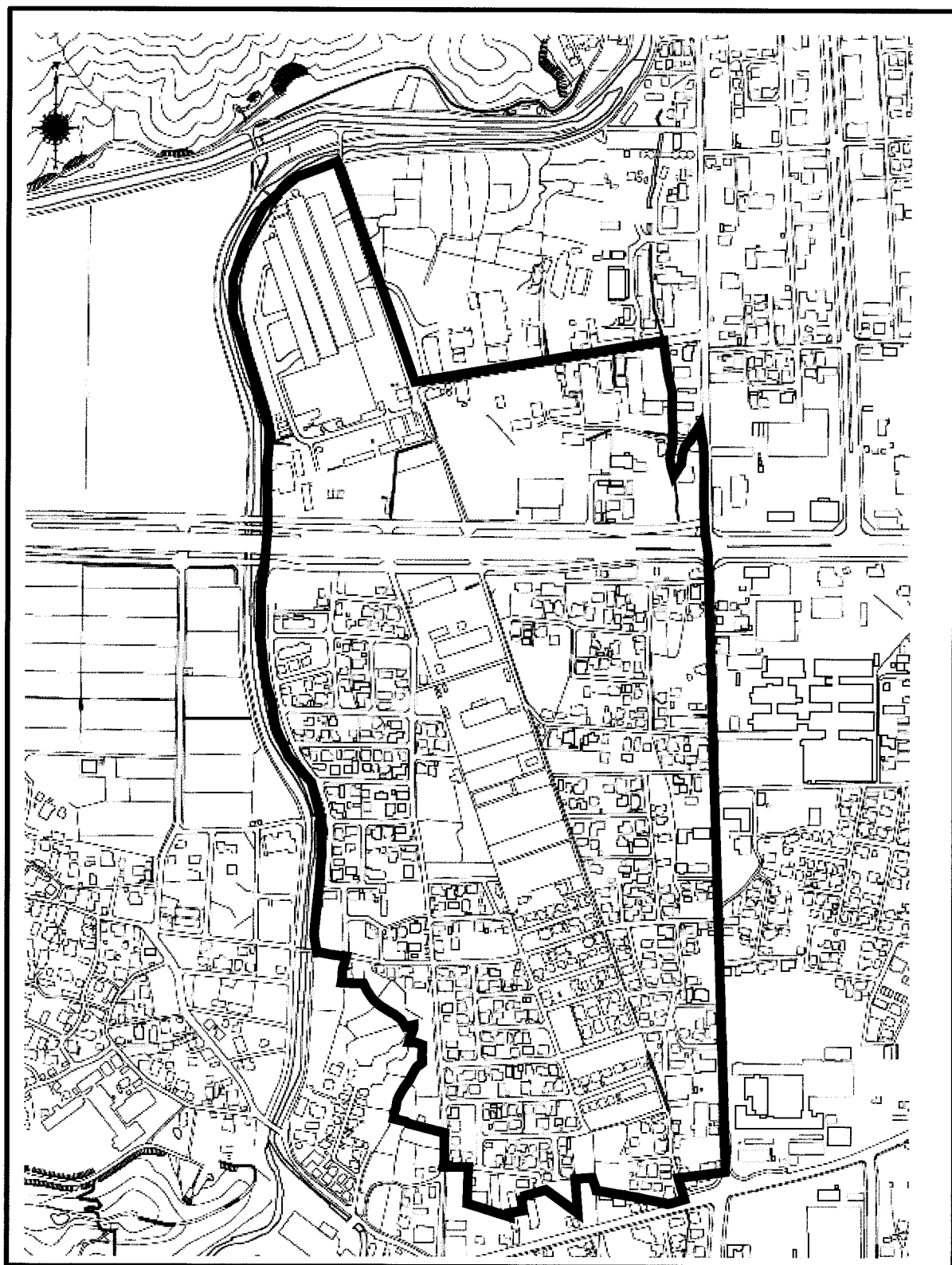
敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

萩野町の区域を新設したいので、この案を提出する。

別図

萩野町 区域新設図



第 48 号 議 案

町の区域及び名称の新設の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、敦賀市内のひばりヶ丘町の区域を別図のとおり新設する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

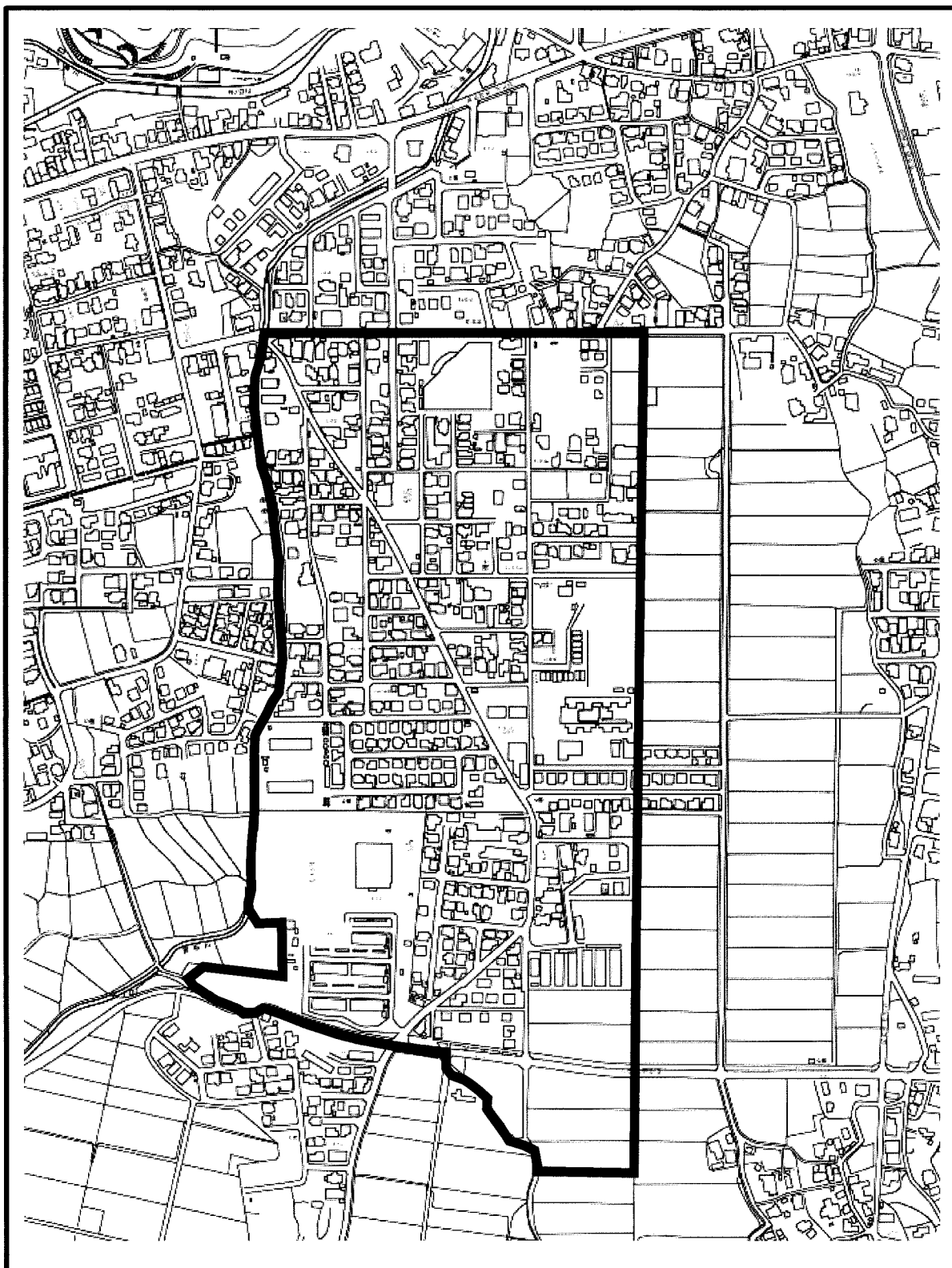
敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

ひばりヶ丘町の区域を新設したいので、この案を提出する。

別図

ひばりヶ丘町 区域新設図



第 49 号 議 案

新たに生じた土地の確認の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次の新たに生じた土地を確認する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

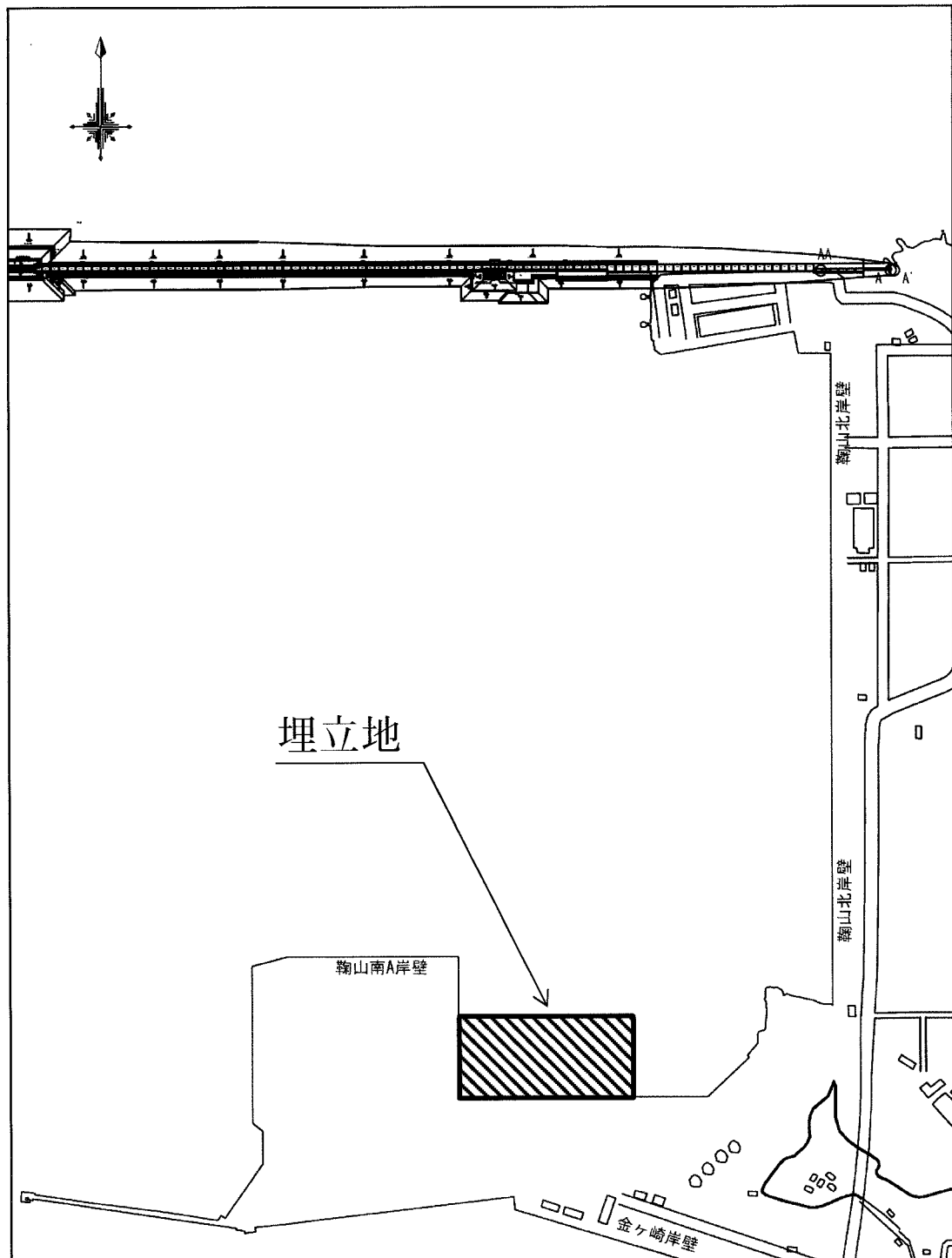
敦賀市金ヶ崎町 50 番の地先の公有水面埋立地 46, 793.37 平方メートル

提案理由

公有水面の埋立てにより新たに土地を生じたので、この案を提出する。

新たに生じた土地位置図

縮尺 : 1 : 10,000



第 50 号 議 案

字の区域の変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり字の区域を変更する。

令和 5 年 6 月 20 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

次の区域を敦賀市金ヶ崎町 50 番に編入する。

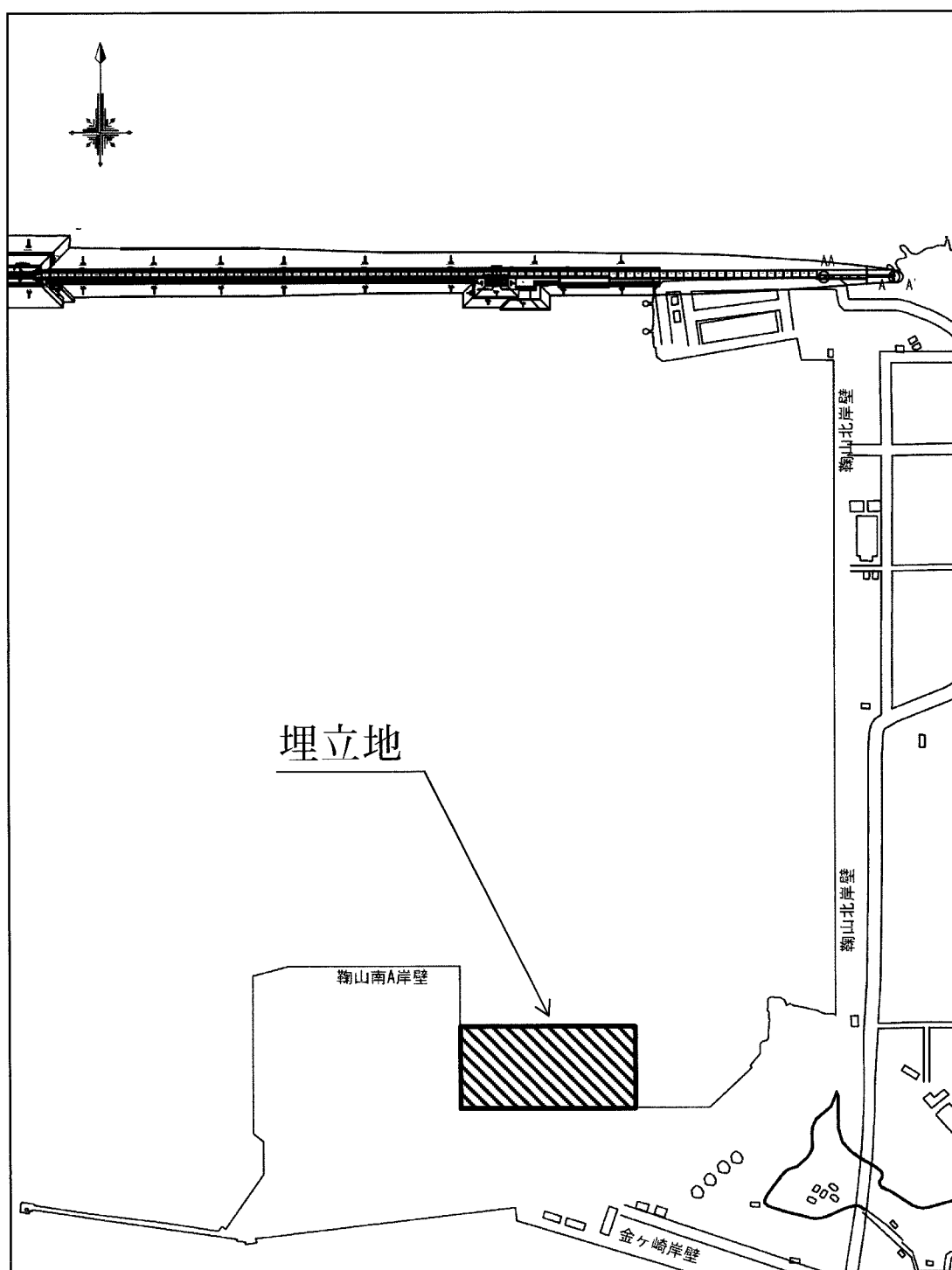
敦賀市金ヶ崎町 50 番の地先の公有水面埋立地 46, 793.37 平方メートル

提案理由

公有水面の埋立てによる新たに生じた土地の確認により、字の区域を変更したいので、この案を提出する。

区域概要図

縮尺 : 1 : 10,000



報 告 第 9 号

専決処分事項の報告の件

令和5年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 2 0 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 9 号

市長専決処分の件

令和5年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 6 月 1 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

令和５年度敦賀市一般会計補正予算（第３号）

令和５年度敦賀市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１９２，１４０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８，１２７，１１７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
42 国庫支出金		5,625,489	192,140	5,817,629
	10 国庫補助金	3,419,394	192,140	3,611,534
歳 入 合 計		37,934,977	192,140	38,127,117

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 民 生 費		10,613,712	192,140	10,805,852
	5 社会福祉費	5,286,064	192,140	5,478,204
歳 出 合 計		37,934,977	192,140	38,127,117

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 42 国庫支出金
(項) 10 国庫補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
42			国庫支出金	5,625,489	192,140	5,817,629
	10		国庫補助金	3,419,394	192,140	3,611,534
		6	民生費国庫補助金	1,264,118	192,140	1,456,258

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 社会福祉費 補助金	192,140	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	192,140
		(1)非課税世帯等物価高騰支援給付金事務費交付金	(12,140)
		(2)非課税世帯等物価高騰支援給付金交付金	(180,000)

3 歳 出

(款) 9 民 生 費
(項) 5 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9		民 生 費	10,613,712	192,140	10,805,852	192,140	
	5	社会福祉費	5,286,064	192,140	5,478,204	192,140	
	36	物価高騰支 援給付金給 付費	0	192,140	192,140	国庫支出金 192,140	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	480	1 非課税世帯等物価高騰支援給付金事務費	12,140
		給料	(480)
3 職員手当等	1,850	職員手当等	(1,850)
		共済費	(150)
4 共 済 費	150	需用費	(1,000)
		役務費	(3,160)
10 需 用 費	1,000	委託料	(5,500)
		2 非課税世帯等物価高騰支援給付金	180,000
11 役 務 費	3,160	負担金補助及び交付金	(180,000)
12 委 託 料	5,500		
18 負担金補助 及び交付金	180,000		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(322) 人 859	248,519	2,508,422	1,284,035	4,040,976	796,978	4,837,954	
補正前	(322) 858	248,519	2,507,942	1,282,185	4,038,646	796,828	4,835,474	
比 較	(0) 1	0	480	1,850	2,330	150	2,480	

※職員数の()内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補正後	569,826	309,657	213,081	47,190	29,979	75,822	1,083
	補正前	569,826	309,657	211,231	47,190	29,979	75,822	1,083
	比 較	0	0	1,850	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	地域手当			計
	補正後	2,895	32,430	421	1,651			1,284,035
	補正前	2,895	32,430	421	1,651			1,282,185
	比 較	0	0	0	0			1,850

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	530 ^人		1,787,462	1,070,042	2,857,504	584,383	3,441,887	
補 正 前	530		1,787,462	1,068,192	2,855,654	584,383	3,440,037	
比 較	0		0	1,850	1,850	0	1,850	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	超過勤務 手 当	扶養手当	通勤手当	管理職手当	宿日直手当
	補 正 後	382,532	309,657	196,545	47,190	20,832	75,822	1,083
	補 正 前	382,532	309,657	194,695	47,190	20,832	75,822	1,083
	比 較	0	0	1,850	0	0	0	0
	区 分	特殊勤務 手 当	住居手当	管理職員特 別勤務手当	地域手当			計
	補 正 後	1,879	32,430	421	1,651			1,070,042
	補 正 前	1,879	32,430	421	1,651			1,068,192
	比 較	0	0	0	0			1,850

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(322) 人 329	248,519	720,960	213,993	1,183,472	212,595	1,396,067	
補 正 前	(322) 328	248,519	720,480	213,993	1,182,992	212,445	1,395,437	
比 較	(0) 1	0	480	0	480	150	630	

※職員数の () 内は、パートタイム会計年度任用職員数を外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	超過勤務 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当			計
	補 正 後	187,294	16,536	9,147	1,016			213,993
	補 正 前	187,294	16,536	9,147	1,016			213,993
	比 較	0	0	0	0			0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	480	給与改定に伴う増減分	—	
		昇給に伴う増加分	—	
		その他の増減分	480 異動等に伴う増減分	
職員手当	1,850	制度改正に伴う増減分	—	
		その他の増減分	1,850	

報 告 第 1 0 号

継続費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和4年度敦賀市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 2 0 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和 4 年 度 敦 賀 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	継 続 費 の 額 総	令和 4 年 度 継 続 費 予 算 現 額		
				予算計上額	前 年 度 通 繰 越 額	計
12 衛 生 費	10 清 掃 費	一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場 整 備 事 業	4,301,448,000	1,207,035,000	27,304,000	1,234,339,000
24 土 木 費	25 都市計画費	北 陸 新 幹 線 駅 周 辺 施 設 整 備 事 業	1,154,200,000	945,700,000		945,700,000
30 教 育 費	10 小 学 校 費	小 中 一 貫 校 整 備 事 業	99,132,000	9,913,000		9,913,000

継 続 費 繰 越 計 算 書

(単位 円)

支 出 済 額 及 支 出 見 込 額	残 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
431,636,000	802,703,000	802,703,000	73,663,000	188,687,000	392,600,000	147,753,000
300,381,000	645,319,000	645,319,000	10,892,000	340,900,000	67,800,000	225,727,000
	9,913,000	9,913,000	2,713,000		7,200,000	

報 告 第 1 1 号

繰越明許費繰越計算書の報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和4年度敦賀市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 2 0 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和４年度敦賀市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
9 民生費	5 社会福祉費	障害者福祉施設改修事業	7,504,000	7,504,000
12 衛生費	5 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	93,647,000	93,647,000
12 衛生費	5 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	156,857,000	156,857,000
12 衛生費	5 保健衛生費	斎苑管理運営費	2,288,000	2,288,000
12 衛生費	10 清掃費	清掃センター整備事業	31,174,000	31,174,000
18 農林水産業費	10 林業費	松原公園林内整備事業	15,845,000	15,845,000
18 農林水産業費	15 水産業費	漁港施設保全事業	152,950,000	152,950,000
21 商工費	5 商工費	金ヶ崎周辺等デザイン計画策定事業	1,714,000	1,713,800
24 土木費	10 道路橋りょう費	除雪機械購入費補助金	2,000,000	2,000,000
24 土木費	10 道路橋りょう費	道路改良事業	135,000,000	122,200,000
24 土木費	15 河川費	砂防指定地申請事業	484,000	484,000
24 土木費	25 都市計画費	立地適正化計画改定事業	5,973,000	5,973,000
24 土木費	25 都市計画費	用途地域等見直し事業	9,570,000	9,570,000
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線駅周辺施設整備事業	300,930,000	300,930,000
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線建設事業費負担金	115,808,000	107,461,493
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線関連公共施設等整備事業	44,200,000	44,183,900
30 教育費	10 小学校費	小学校校舎等改修事業	27,100,000	23,697,300
30 教育費	10 小学校費	小学校給排水設備改修事業	66,072,000	66,072,000
30 教育費	15 中学校費	中学校校舎等改修事業	11,300,000	8,550,300
30 教育費	15 中学校費	中学校給排水設備改修事業	110,599,000	110,599,000
30 教育費	25 社会教育費	史跡武田耕雲斎等墓活用整備事業	65,615,000	65,614,400
30 教育費	25 社会教育費	プラザ萬象改修事業	14,215,000	13,420,000
30 教育費	25 社会教育費	みなとつるが山車会館魅力向上事業	3,850,000	3,850,000
30 教育費	30 保健体育費	栗野スポーツセンター改修事業	5,856,000	5,856,000
30 教育費	30 保健体育費	運動公園体育館改修事業	67,786,000	65,497,300

繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7,504,000				
	93,647,000			
	156,857,000			
				2,288,000
		21,300,000	7,478,000	2,396,000
15,845,000				
	81,950,000	59,600,000	7,450,000	3,950,000
				1,713,800
				2,000,000
	67,210,000	54,900,000		90,000
	242,000			242,000
	2,800,000			3,173,000
				9,570,000
	173,706,000	77,700,000	41,535,000	7,989,000
		96,700,000		10,761,493
	22,043,000	19,900,000		2,240,900
	7,975,000	15,700,000		22,300
	10,998,000	55,000,000		74,000
	2,878,000	5,600,000		72,300
	21,731,000	88,800,000		68,000
		59,000,000		6,614,400
		9,900,000		3,520,000
	1,925,000			1,925,000
	1,971,000	3,800,000		85,000
	22,049,000	43,400,000		48,300

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
33 災害復旧費	5 農林水産施設 災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	3,623,000	3,495,000
33 災害復旧費	5 農林水産施設 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	217,240,000	217,240,000
33 災害復旧費	10 公共土木施設 災害復旧費	道路災害復旧事業	18,200,000	18,200,000
33 災害復旧費	10 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	24,461,000	19,836,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2,200,000		1,295,000
	164,217,000	38,200,000		14,823,000
	8,800,000	9,400,000		
	7,976,000	11,700,000		160,000

報 告 第 1 2 号

繰越計算書の報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度敦賀市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 2 0 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

令和４年度敦賀市下水道事業会計

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	雨水管渠整備事業	120,800,000	40,519,600	68,800,000
1 資本的支出	1 建設改良費	松島ポンプ場 改築事業	80,000,000		80,000,000
1 資本的支出	1 建設改良費	天筒浄化センター 改築事業	91,000,000		91,000,000

予 算 繰 越 計 算 書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
34,400,000	34,400,000		11,480,400		国の第2次補正予算の追加内示による。
39,900,000	40,000,000	100,000			設計が遅延したことによる。
45,400,000	45,500,000	100,000			国の第2次補正予算の追加内示による。